

埼玉県鴻巣市総合事業サービスコード
6 通所型サービス(独自・はつらつ7.0時間以上)サービスコード表

はつらつデイサービス(基準緩和型、通所型サービスA)指定事業者用

令和8年6月1日

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
A6	1411	はつらつデイ④サービス/341		1週当たりの標準的な回数を定める場合	1.795単位	1.795 1月につき
A6	1421	はつらつデイ④サービス/342		事業対象者・要支援1 (1月の中で当該事業所において全部で5回以上)	1.795単位	1.795 1月につき
A6	1413	はつらつデイ④サービス/341回数		1月当たりの回数を定める場合	3.231単位	3,231 1月につき
A6	1423	はつらつデイ④サービス/342回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で当該事業所において全部で4回まで	359単位	359 1回につき
A6	C241	はつらつデイ④サービス高齢者虐待防止未実施減算/411	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1.795単位	-18 1月につき
A6	C243	はつらつデイ④サービス高齢者虐待防止未実施減算/412		事業対象者・要支援2	-36	-36
A6	C245	はつらつデイ④サービス高齢者虐待防止未実施減算/421		1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-4 1回につき
A6	C246	はつらつデイ④サービス高齢者虐待防止未実施減算/422		事業対象者・要支援2	-4	-4
A6	D241	はつらつデイ④サービス業務継続計画未策定減算/411	業務継続計画未策定減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-18 1月につき
A6	D243	はつらつデイ④サービス業務継続計画未策定減算/412		1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	-36
A6	D245	はつらつデイ④サービス業務継続計画未策定減算/421		事業対象者・要支援1	-4 1回につき	
A6	D246	はつらつデイ④サービス業務継続計画未策定減算/422		事業対象者・要支援2	-4	-4
A6	6145	はつらつデイ④サービス同一建物減算/41	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(はつらつデイ④)を行う場合	1週当たりの標準的な回数を定める場合	376単位 減算	-376 1月につき
A6	6146	はつらつデイ④サービス同一建物減算/42		事業対象者・要支援2	752単位 減算	-752
A6	6247	はつらつデイ④サービス同一建物減算/43		1月当たりの回数を定める場合	94単位 減算	-94 1回につき
A6	5642	はつらつデイ④送迎減算/4	事業所が送迎を行わない場合		47単位 減算	-47 片道につき
A6	5040	はつらつデイ④生活向上グループ活動加算/4	生活機能向上グループ活動加算		100単位 加算	100 1月につき
A6	6149	はつらつデイ④サービス若年性認知症受入加算/4	若年性認知症利用者受入加算		240単位 加算	240
A6	6140	はつらつデイ④サービス栄養アセスメント加算/4	栄養アセスメント加算		50単位 加算	50
A6	5033	はつらつデイ④サービス栄養改善加算/4	栄養改善加算		200単位 加算	200
A6	5034	はつらつデイ④サービス口腔機能向上加算Ⅰ/4	口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位 加算	150
A6	5041	はつらつデイ④サービス口腔機能向上加算Ⅱ/4		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位 加算	160
A6	6340	はつらつデイ④一体的サービス提供加算/4	一体的サービス提供加算		480単位 加算	480
A6	6041	はつらつデイ④サービス提供体制加算Ⅰ/41	サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88単位 加算	88
A6	6042	はつらつデイ④サービス提供体制加算Ⅰ/42		事業対象者・要支援1	176単位 加算	176
A6	6147	はつらつデイ④サービス提供体制加算Ⅱ/41		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72単位 加算	72
A6	6148	はつらつデイ④サービス提供体制加算Ⅱ/42		事業対象者・要支援2	144単位 加算	144
A6	6143	はつらつデイ④サービス提供体制加算Ⅲ/41		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24単位 加算	24
A6	6144	はつらつデイ④サービス提供体制加算Ⅲ/42		事業対象者・要支援1	48単位 加算	48
A6	4031	はつらつデイ④サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/4	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (3月に1回を限度)	100単位 加算	100
A6	4032	はつらつデイ④サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/4		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算	200
A6	6230	はつらつデイ④サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ/4	口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算 (6月に1回を限度)	20単位 加算	20 1回につき
A6	6231	はつらつデイ④サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ/4		(2)口腔・栄養スクリーニング加算 (6月に1回を限度)	5単位 加算	5
A6	6341	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/4	科学的介護推進体制加算		40単位 加算	40 1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ11	介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の 111/1000 加算	
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ21			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の 120/1000 加算	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ11			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の 109/1000 加算	
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ21			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の 118/1000 加算	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 99/1000 加算	
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ1			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 83/1000 加算	
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ12		利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の 117/1000 加算	
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の 127/1000 加算	
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ12			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の 115/1000 加算	
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の 125/1000 加算	
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 105/1000 加算	
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 89/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
A6	8021	はつらつデイ④サービス/411・定超		1週当たりの標準的な回数を定める場合	1.795単位	1.257 1月につき
A6	8031	はつらつデイ④サービス/412・定超		事業対象者・要支援2	3.231単位	2,262 1日につき
A6	8023	はつらつデイ④サービス/421・定超		1月当たりの回数を定める場合	359単位	251 1月につき
A6	8033	はつらつデイ④サービス/422・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で当該事業所において全部で5回から8回まで	359単位	251 1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
A6	9021	はつらつデイ④サービス/411・人欠		1週当たりの標準的な回数を定める場合	1.795単位	1.257 1月につき
A6	9031	はつらつデイ④サービス/412・人欠		事業対象者・要支援2	3.231単位	2,262 1日につき
A6	9023	はつらつデイ④サービス/421・人欠		1月当たりの回数を定める場合	359単位	251 1月につき
A6	9033	はつらつデイ④サービス/422・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で当該事業所において全部で5回から8回まで	359単位	251 1日につき